

賠償請求 はお済みですか？

第5回 住居確保損害(持ち家)

東京電力の賠償は損害項目が多岐にわたっています。損害項目別にシリーズ化して解説しますので、ご一読ください。第5回は「住居確保損害(持ち家)」です。「住居確保損害(借家)」は次回以降に解説します。

内 容

1 賠償範囲について

住居確保損害(持ち家)は、「避難先で家を新築する」、「町内の自宅を修繕する」等、住居確保にかかる費用について賠償されます。この賠償は、宅地・建物・借地権の賠償金額を超えて、住居確保の費用が発生した場合に、「賠償可能金額」の範囲で賠償されます。

請求のイメージ図

<例>町内で同居していた二世帯について、①子世帯は平成26年に避難先で中古物件を購入し、②父母世帯は平成29年に町内の自宅を修繕の上帰還。その後、③平成30年に子世帯が中古物件をリフォームした場合。

賠償上限金額 3000万円 A+B	自己負担	200万円	費用の内訳	
	A 住居確保損害の賠償可能金額	請求2回目 500万円		③ リフォーム費用 700万円
		請求1回目 1000万円		② 自宅修繕費用 1200万円
B 宅地・建物・借地権の賠償金額	1500万円	① 中古物件購入費用 1300万円		

【イメージ図の解説】

①子世帯の中古物件購入費用1300万円は、「宅地・建物・借地権」の賠償額1500万円を超えないため、その時点では住居確保損害は請求できません。

②しかし、父母世帯の自宅修繕費用1200万円と合算すると2500万円になり、「宅地・建物・借地権」の賠償額1500万円を超えた1000万円を「住居確保損害」として賠償請求ができます。

③また後日に、子世帯の中古物件をリフォームした費用700万円を、「住居確保損害」の賠償可能金額の残額500万円まで賠償請求できます。賠償上限金額を超えた200万円は自己負担となります。

2 賠償上限金額(賠償可能金額)の変更について

以下の時点で変更されています。最新の請求書を取得し、賠償上限金額を確認の上ご請求ください。

- 原子力損害賠償紛争解決審査会における標準宅地単価の変更(平成29年1月31日)
- 旧避難指示解除準備区域および旧居住制限区域に対する宅地・建物・借地の残分12か月/72か月の支払い(平成29年3月より順次支払い)

<賠償請求のポイント>

- 町内で同居していた方それぞれの住居確保に係る費用を合算して請求する。
- 賠償可能金額の範囲で何度でも請求できる。ただし、「合理的な期間まで請求できる」とされており、今のところ終期は決まっていません。
- 車庫、防災設備、太陽光発電設備など、住居に係る費用であれば、幅広く請求できる。

東京電力
連絡先

土地・建物・家財について ☎0120(926)596
受付時間：9時～19時(月～金曜日(祝日を除く))
9時～17時(土・日曜日、祝日)

《南相馬市弁護士相談会について》

浪江町は南相馬市と連携して賠償支援を進めています。南相馬市が実施する賠償全般の無料弁護士相談会に参加いただけますので、ぜひ、ご利用ください。

日 時：9月30日(土) 11時～16時30分(予約不要)

場 所：浮舟文化会館 第2研修室(南相馬市小高区本町二丁目89-1)

問 総合窓口課賠償支援係 ☎0243(62)1105